

西宮市前立腺がん検診実施要綱

(目的)

第1条 前立腺がんは年々死亡率が増加しており、今後も増加傾向にあるものと予測されている。このため、がん予防対策上重要な課題であり、前立腺がんを早期に発見するために前立腺がん検診を実施する。

(対象者及び受診回数)

第2条 西宮市民で当該年度50歳以上の男性とする。この検診以外の検査によることが望ましい者については、診療を優先とし、受診をさせない。

2 受診回数は、同一者について年度に1回とする。

(実施機関)

第3条 市が委託する検診機関において実施する。

(検診内容)

第4条 検診の内容は、次のとおりとする。

(1) 問診

(2) P S A (前立腺特異抗原) 検査

(検診の委託)

第5条 西宮市(以下「市」という。)は、前立腺がん検診業務のうち、問診、P S A検査、結果判定、結果通知及び事後指導、報告を検診実施機関等に委託する。

2 市は、別に定める業務委託契約により委託料を支払う。

(受診方法)

第6条 受診希望者が直接実施機関へ申込み、受診をする。

(検診の周知)

第7条 市は、市政ニュース等により広報及び周知を行う。

(検診費用)

第8条 前立腺がん検診の自己負担金として、1人1,000円を検診当日に実施機関で徴収する。

(結果通知及び事後指導)

第9条 市は、検診結果を4週間以内に速やかに受診者に通知し、精密検査を要する者については、精密検査依頼書を検診結果票に添えて受診勧奨を行う。

(精密検査に要する費用)

第10条 精密検査及び治療等に要する費用（保険診療）については、受診者が全額負担する。

（記録の整備及び秘密の保持）

第11条 検診の記録は、氏名、性別、年齢、住所、問診、検診結果、精密検査の必要性の有無、精密検査の確定診断結果を記録するものとする。

2 この要綱による前立腺がん検診の実施に従事した者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するものとし、実施に関して知り得た市民の個人情報を他に漏らしてはならない。

（規定外事項）

第12条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定めるものとする。

付 則

（施行期日）

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

（施行期日）

この要綱は、令和5年4月1日より改正して施行する。